公告 第 33 号
令和8年10月28日

公　　告

契約担当官
陸上自衛隊後方支援学校武器科部
会計室長　佐藤　　誠

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6KU911600230	6KU21A40007 0001		

品名　または　件名
かきあげ式洗浄機（浸漬槽付）の撤去据付
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						

納地または工事場所	引渡場所
後支校　武器科部	後支校　武器　総務課　管理室
搬入場所	納期または工期
後支校　武器　総務課　管理室	令和8年12月20日（日）

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年11月12日（木）10時00分　武器科部　入札室（本部庁舎１Ｆ）

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

7　注意事項
(1)　予算決算及び会計令(昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７１条の規定に該当しない者であること。
(3)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4)　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない理由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
(6)　第４号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
ア　資本関係がある場合
次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施工規則（平成１８年法務省令第１２条）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、（イ）について子会社の一方が会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。）又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
（ア）　親会社（会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
（イ）　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
イ　人的関係がある場合
次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については更正会社又は再生手続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号においても同じ。）が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
（イ）一方の会社の役員が、他方の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ　ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

８　入札の方法
(1)　競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積もりした金額の１１０分の１００に相当する金額を記載するものとする。
(2)　郵便入札は「可」とする。
作成した入札書を小封筒に入れ、小封筒表に会社名、入札日、件名及び「入札書在中」と朱書きにより明記して封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、件名を記載し、郵便書留等にて入札日の前日１５時００分までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。
(3)　１回目の入札において郵便入札があり、落札しない場合の再度入札は、官側が指定する日時において実施するものとする。

９　落札決定方法
(1)　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
(2)　契約金額は落札者の入札書に記載された金額の１００分の１１０に相当する金額とする。尚、その金額に１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

10　違約金
落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。

11　入札の無効
(1)　第２項の参加資格のない者のした入札又は、入札条件に違反した入札
(2)　「入札及び契約心得」第３章第６項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、又は誓約に反する事態が生じた場合
(3)　入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
(4)　代理人で入札する場合、委任状が未提出の入札

12　契約書等の作成
(1)　落札業者は落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書に示す契約書等を作成するものとする。
(2)　本契約については、駐屯地用標準契約書役務請負契約条項を適用する。
(3)　特約条項は、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

13　その他
(1)　入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。
(2)　入札参加者は入札の前日１７時００分までに参加希望の連絡をすること。入札前に必ず令和７・８・９年度「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）」を提出又は、FAXにて送付するものとする。
(3)　入札において代理人が入札する場合は、委任状を提出するものとする。
(4)　新型コロナウイルス感染対策には十分配慮しているが、対策に万全を期すため郵便入札のさらなる推進及び入札室への入室開始を入札の１０分前からとする。なお入札当日、風邪等症状のある方の入札への参加をご遠慮いただく場合があるので、承知されたい。
(5)　市場価格調査の提出期限　令和８年１１月１１日（水）１１時００分

14　問い合わせ先
入札に関する事項
〒３００-０３０１　茨城県稲敷郡阿見町青宿１２１－１
陸上自衛隊　後方支援学校武器科部　総務課　会計室　契約班（担当：福田　内線２７５）
電話　：０２９－８８７－１１７１
FAX　：０２９－８８７－１３３２

仕様書に関する問い合わせ
陸上自衛隊　後方支援学校武器科部　総務課　糧食班（担当：吉田　内線２５５）

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書		
品 名 又 は 件 名	仕様書番号	８－７
かきあげ式洗浄機（浸漬槽付）の撤去据付	作　成	令和８年１０月１日
	変　更	
	作成部隊等	武器科部　総務課管理室

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊土浦駐屯地において使用する「かきあげ式洗浄機（浸漬槽付）の撤去据付」役務について規定する。

1.2　引用文書

この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2　役務に関する要求

2.1　役務実施場所

茨城県稲敷郡阿見町青宿１２１－１　土浦駐屯地　食堂厨房内及び管理官倉庫前

2.2　厨房器材の撤去

2.2.1　撤去器材

撤去器材は、表１による。

表１－撤去器材

品名	単位	数量
かきあげ式洗浄機、１号	式	1

2.2.2　撤去器材・集積場所

撤去場所は図１、撤去器材の集積場所は図２による。

2.2.3　撤去要領

撤去の要領等の基準は、次によるものとする。

a)　撤去器材は、すべて駐屯地内の集積場所に運搬・搬入を行なうものとする。

b)　運搬経路及び搬入場所は監督官の指示によるものとする。

2.3　厨房器材の据付

2.3.1　据付器材

据付器材は、表２による。

表２－据付器材

品名	単位	数量
かきあげ式洗浄機、１号	式	1

※本役務で据付ける器材は、官給品とする。

2.3.2　据付場所

据付場所は、図１による。

2.3.3　据付要領

据付に関する技術的な諸調整は、契約の相手方の責任において実施する。

2.4　使用材料

据付に必要な材料は、契約の相手方が準備するものとする。

3　品質保証

3.1　機能試験

契約の相手方は、据付け後、官側立会の下に機能試験を実施し、正常な作動状況であることを確認する。

3.2　監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める、監督・検査実施要領による。

3.3　品質保証期間

据付に伴う品質保証期間は、完成検査合格の日から、１年間とする。

4　保全

保全については、次による。

a)　駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。

b)　駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（出入門手続き・火気取扱い・作業用通行路など）は、当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを得ず当該駐屯地以外への立入りを必要とする場合には、契約担当者官等に申し出るものとする。

c)　契約の相手方は本契約の履行にあたり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。又、本契約終了後も同様とする、

d)　契約の相手方は、官側の施設内の場合、役務実施場所以外においても無許可の撮影をしてはならない。

5　安全管理

安全管理については、必要に応じて保安灯などの危険防止のための処理を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注を喚起するものとする。又、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

6　仕様書及び役務に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は契約担当者等に申し出てその指示受けるものとし、役務の細部ついては疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。

7　その他

その他、次による。

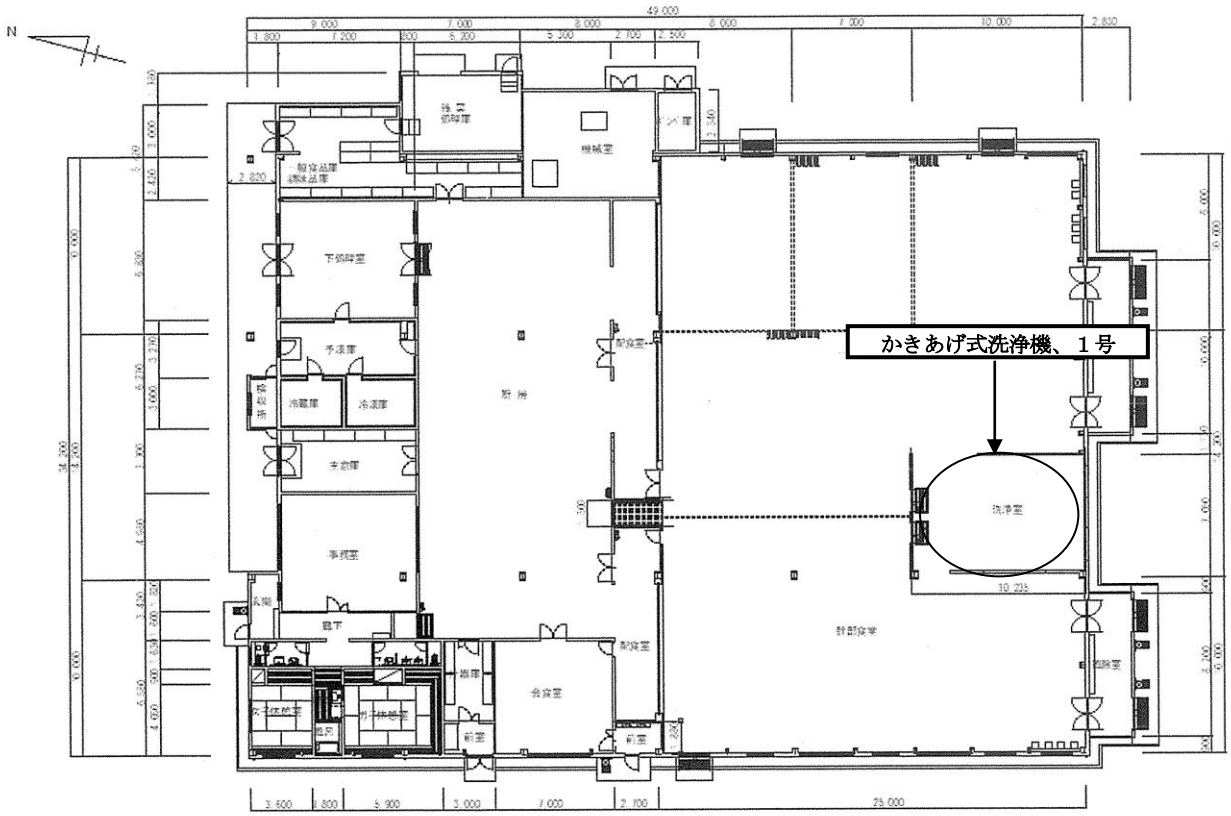
a)　役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物は、官側へ返納するものを除き契約の相手方において処分するものとする。

b)　本役務に際し、駐屯地内の施設などに損傷を与えないように充分注意して施工するものとし、万一破損させた場合は、速やかに契約担当者等に報告するとともに契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。

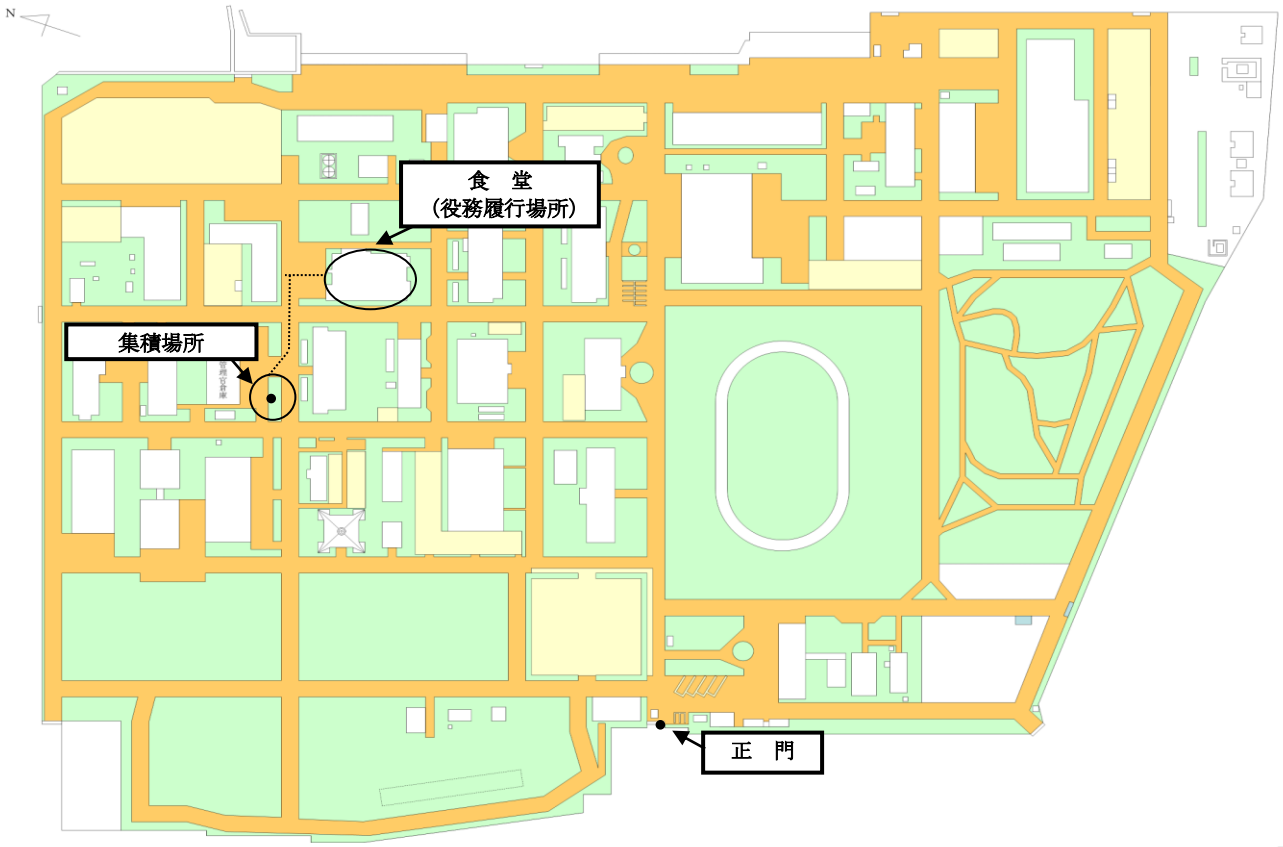
c)　本役務終了時には、整理・清掃を確実に行わなければない。

d)　作業の実施に当たっては、午前８時１５分から午後５時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は契約担当者等及び駐屯地管理者との調整により所要の手続きをとるものとする。

図－１　撤去・据付場所



図－２　撤去器材の集積場所



入　札　書

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（税抜）

内　　訳

※1　納入に要する一切の費用（送料等）を含めて下さい。
※2　こちらに記入した金額を他社様と比較し、予定価格の範囲内で最低価格の業者様と契約となります。

件　　名	規　　格	単位	数 量	単 価	金　　額	備 考
かきあげ式洗浄機（浸漬槽付）の撤去据付	仕様書のとおり	ST	1			

納期	令和8年12月20日	納入先	後支校　武器科部

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約の心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令　和　８　年　１　１　月　１　２　日

契約担当官陸上自衛隊後方支援学校
武器科部　会計室長　　佐藤　誠　　殿

住　　所
会　社　名
代 表 者 名
担 当 者 名
連　絡　先

※1　押印を省略する場合は、担当者名と連絡先を記載
※2　押印をする場合は、代表者印（丸印）を押印
※3　FAXで提出する場合は押印を省略する処置をする

市 場 価 格 調 査

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（税抜）

内　　訳

※1　納入に要する一切の費用（送料等）を含めて下さい。
※2　市場価格調査には、一般的な販売価格（小売価格等）を記入して下さい。

件　　名	規　　格	単位	数 量	単 価	金　　額	備 考
かきあげ式洗浄機（浸漬槽付）の撤去据付	仕様書のとおり	ST	1			

納期	令和8年12月20日	納入先	後支校　武器科部

令 和　8　　年　　月　　日

契約担当官陸上自衛隊後方支援学校
武器科部　会計室長　　佐藤　誠　　殿

住　　所
会　社　名
代 表 者 名
担 当 者 名
連　絡　先

※1　押印を省略する場合は、担当者名と連絡先を記載
※2　押印をする場合は、代表者印（丸印）を押印
※3　FAXで提出する場合は押印を省略する処置をする